

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和2年11月17日

環境政策課ゼロカーボン推進室長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和2年度信州屋根ソーラー普及動画制作・発信業務

(2) 業務の目的

長野県では、2019年12月に「気候非常事態宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロ（ゼロカーボン）にする目標を掲げ、徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及促進に取り組んでいる。固定価格買取制度の売電価格が低下する中、自家消費型へのシフトを推進するため、多くの県民に再生可能エネルギーへの関心を高め、太陽光発電設備及び蓄電池（以下「設備等」という。）の更なる普及促進を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

設備等の設置拡大に向けて、動画を用いた普及啓発を実施する。（動画の制作を含む）

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 実施内容

(ア) 事業実施方針

事業全体の構成及び効果

(イ) 動画の企画

内容、構成ストーリー案、興味をもってもらう工夫

(ウ) 動画配信の企画

動画視聴を増やすための方法、県関連サイトへの誘導方法

(エ) 動画を用いた普及啓発の企画（自由提案）

上記（ウ）のほか、動画を用いた具体的な普及啓発の方法

イ 実施体制及び事業スケジュール

当該業務に配置する責任者・その他メンバー構成、再委託、企画協力等の予定、事業スケジュール

ウ 業務に要する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所

長野県一円

(7) 履行期間又は履行期限

契約の日から令和3年3月19日（金）

(8) 費用の上限額

1,210,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者に対しては、これらに加入していること。
- (7) 県内に本店を有すること。
- (8) 過去5年以内に、国又は地方公共団体が発注する同種又は類似の業務の実績を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

別添「様式第3号 参加申込書」による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

別添「様式第3号の附表 参加要件具備説明書類 総括書」による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

参加要件具備説明書類 総括書 の注意書きのとおり。

2（1）及び（4）については、誓約書による。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692の2
	長野県 環境部 環境政策課 ゼロカーボン推進室（担当：小出）
電話	026-235-7179
ファックス	026-235-7491
メール	sai-ene@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和2年11月24日（火）（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時00分から午後5時00分まで）

【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 3(4)に同じ。

- ③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに環境政策課ゼロカーボン推進室に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(4)①）の3日前までに、書面により環境政策課ゼロカーボン推進室長から通知します。

- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により環境政策課ゼロカーボン推進室長に対して非該当理由について説明を求められます。

- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

- ④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時00分から午後5時00分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。

- (2) 受付期間 令和2年11月17日（火）から令和2年11月25日（水）
午前9時00分から午後5時00分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

- (4) 回答方法 環境政策課ゼロカーボン推進室長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和2年11月26日（木）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式第8号）

- ② 企画書（様式第8号の附表又は任意様式でも可）

企画書は、別に定める仕様書に示した内容を踏まえた上で、記載してください。
 なお、業務に関する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1（8）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

③ 会社概要又はパンフレット（写し可）

(2) 企画書記載上の留意事項

再委託、企画協力等の予定がある場合は、企画書へその旨を記載してください。ただし業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(3) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3(4)に同じ。

② 受付期間 令和2年11月17日（火）から令和2年11月25日（水）
 午前9時00分から午後5時00分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

③ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。

(4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和2年12月3日（木）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時00分から午後5時00分まで）

② 提出先 3(4)に同じ。

③ 提出部数 6部（原本1部、写し5部）

④ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに環境政策課ゼロカーボン推進室に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(5) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	評価内容		配点
業務内容に対する提案 (80点)	総論	○本業務の目的及び内容等の理解度が高く、発注仕様書の内容を満たした提案となっているか。	20
	動画制作	○太陽光発電設備等設置への興味を惹く内容となっているか。	20
	動画配信	○配信した動画の視聴人数を増やすための創意工夫がなされているか。	20
	その他 普及啓発	○再生可能エネルギーへの普及啓発となる取組となっているか。	20
経費及び内訳の妥当性 (10点)	○見積額は、上限額の範囲内か。 ○見積額の内訳や算定根拠が明確に示され、仕様書に基づいた内容となっているか。		10
業務履行の 確実性	○過去の履行実績から、提案された手法の実現性は高いか。 ○業務の遂行に必要な体制が確保されているか。		10

(10点)	○業務のスケジュールに無理はないか。	
-------	--------------------	--

(6) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中50点未満の場合は選定しません。

- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。詳細は後日通知します。なお、プロポーザルへの参加者が多数であった場合は、書類評価で一定数（5社程度を想定）の者を選定し、その中からプレゼンテーション評価を行うこととします。

- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和2年12月10日（木） 午後3時30分から 長野県庁西庁舎202号会議室

※所要時間はプレゼンテーション10分、質疑5分とします。

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者を選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により環境政策課ゼロカーボン推進室長から通知します。

- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により環境政策課ゼロカーボン推進室長から通知します。

- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、環境政策課ゼロカーボン推進室において閲覧に供します。

(8) 非選定理由に関する事項

- ① (7) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により環境政策課ゼロカーボン推進室長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

- ③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時00分から午後5時00分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(9) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。

- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。

- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

- ⑦ 提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがあります。
- ⑧ プレゼンテーションは、非公開で実施します。
- ⑨ 企画提案書に補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。また、パソコン等を使用したプレゼンテーションを行う場合は、あらかじめ環境政策課ゼロカーボン推進室まで連絡してください。プロジェクター及びスクリーンは当方で用意するので、それ以外の必要な機器を提案者が用意してください。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により環境政策課ゼロカーボン推進室長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、環境政策課ゼロカーボン推進室において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
3（4）に同じ
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。